

事務連絡

令和2年6月4日

文部科学大臣所轄各学校法人 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」に係る執行について

平素より私立学校の振興に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助事業の申請については令和2年5月1日付け事務連絡及び令和2年6月4日付け事務通知にて計画調書の提出を依頼したところですが、今般の新型コロナウイルス感染症対応として、学校の臨時休業等への対応や大学の遠隔授業の実施に対して、緊急的かつ早急に教育環境を確保する必要があった学校などにおいては、学生の学習環境を早急に整備する必要があったと等の御意見を承っております。

については、緊急的かつ早急に教育環境を確保する必要があったことからやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関しては、令和2年度内の契約であれば、補助対象として扱うことといたします。

なお、補助対象と扱うのは、他の補助要件（補助対象と定めている設備整備等であること、3社以上の入札書（見積書）を揃える等）を満たしていることが前提であることに御留意願います。

**【本件担当】**

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係

電話：03-5253-4111（内線 2746）

F A X：03-6734-3396

E-mail：josei2@mext.go.jp